郡上市公共施設等総合管理計画について



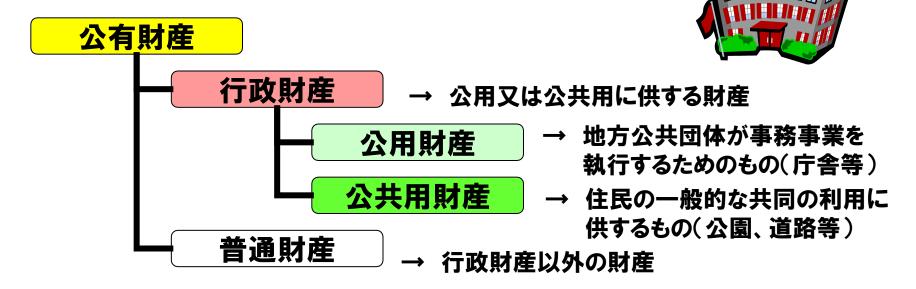
平成29年10月10日(火)第1回 郡上市公共施設適正配置計画検討会議

市長公室企画課 改革推進係

公の施設等の見直し

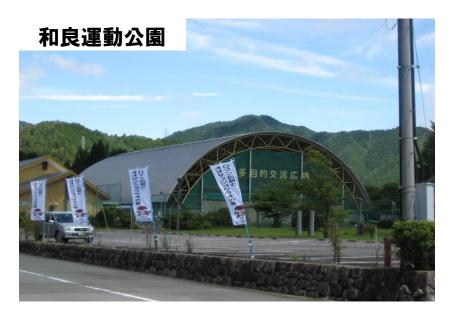
公の施設とは・・・

「普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設(これを公の施設という。)を設けるものとする。」 (地方自治法第244条第1項)



- ●公の施設は、主に公共用財産の範疇に入る。
- ●市内には約700の施設(建築物施設以外のグラウンド等含む)があり、合併前の旧町村において整備されたものが大半である。

郡上市の公の施設(例1)









郡上市の公の施設(例2)









郡上市の公の施設(例3)









郡上市の公の施設(例4)









郡上市の公の施設(例⑤)









公の施設等の見直しの背景

- ①財源減少に対応する行財政体制の確立
- ②市町村合併に伴う行政区域の拡大

- ③社会情勢・市民ニーズの変化
- 4施設の老朽化

公の施設等の見直し(検討経過)

- ・ 指定管理者制度の導入に関する指針を策定 (平成17年度)
- ・ 公の施設の管理運営に指定管理者制度を導入 (平成18年度)
- 公の施設見直し方針を策定 (平成19年度)
- 施設見直しにおける分野別方針について検討・協議 (平成19~21年度)
- ・ 指定管理者制度の運用に関する指針策定 (平成23年度)
- ・ 指定管理者制度導入施設を62施設に拡充 (平成24年度)
- · 公共施設等総合管理計画策定 (平成26~28年度)

公の施設等の見直し(検討経過)

- ◎行政の関与の必要性
- ◎施設の設置目的の達成状況
- ◎市全体の観点から見た配置の適切性

見直しの方向

- 1廃止 2統合 3貸し出し 4譲渡
- 5業務効率化 6指定管理

指定管理者制度

「公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって普通地方公共団体が指定するものに当該公の施設の管理を行わせることができる。」(地方自治法第244条の2第3項)

指定期間 原則5年 (新規導入施設、譲渡を検討する施設は3年)

利用料金制度 ・・・ 指定管理者が施設の利用に係る料金を収受できる

使用許可権限 ・・・ 指定管理者に委任できる



郡上市では64施設に制度導入(H29.4.1現在)



指定管理施設中、宿泊施設、 農林産物加工施設等については 譲渡を検討、協議する(17施設)

指定管理者制度運用指針(納入金制度など)、モニタリング指針(チェックシートの運用)

インフラ長寿命化基本計画(公共施設等総合管理計画)

計画策定の趣旨と概要

- 〇「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」において、 「インフラ長寿命化基本計画」が決定された。
- 〇インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取り組みの方向性を明らかにする行動計画を2016年度を目途に策定し、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める「個別施設毎の長寿命化計画(個別施設計画)」を2020年度を目途に策定すること。また、地方公共団体についても同計画の策定が要請された。
- →これを受け、総務省から各地方公共団体に対して「公共施設 等総合管理計画」の策定が要請された。
- ○国は各インフラの管理者に対し、維持管理・更新に係る体制の整備 や予算の確保について必要な支援を実施するとされている。
- →総務省において、上記計画を策定するため3年間の特別交付税 措置率1/2、上限なし)及び、公共施設除却に対する地方債を 創設(75%)。

インフラ長寿命化基本計画(公共施設等総合管理計画)

計画策定の指針

1. 所有施設等の現状把握

- く全ての公共施設等を対象に、以下の項目などについて、公共施設等及び当該団体を取り巻く現状や課題を客観的に把握・分析>
 - (1) 老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の状況
 - (2)総人口や年代別人口についての今後の見通し
 - (3) 財政収支の見込み(中長期的な維持管理・更新等の費用の見込みを含む)

2. 施設全体の管理に関する基本的な方針

- (1)計画期間(10年以上)
- (2)全庁的な取組体制の構築及び情報共有方策
- (3)現状や課題に関する基本認識
- (4) 適正管理に関する考え方
- (5)フォローアップの方針(公表等)

3. 施設類型ごとの基本方針

<上記(2)~(5)の各項目のうち必要な項目について、施設類型の特性を踏まえて定める>

郡上市 公共施設等総合管理計画 について

公共施設等の適正管理について

(現状・将来推計・アンケート・

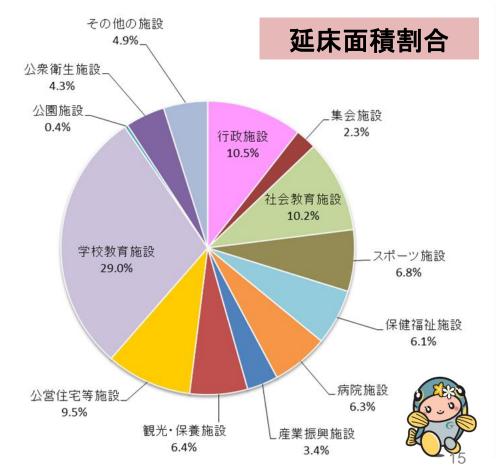
基本的な考え方 等)



建築物系施設

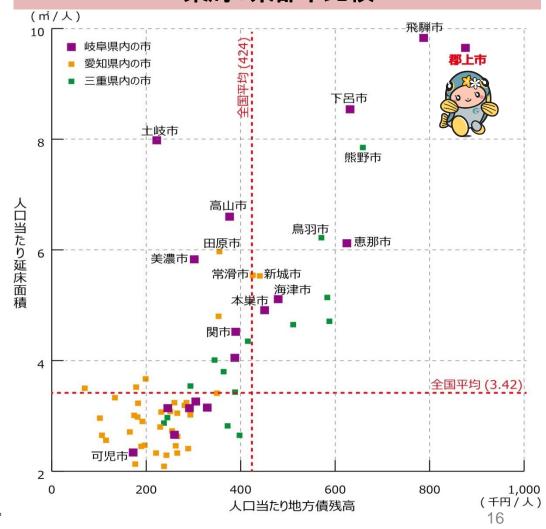
- ◆ 建築物系施設は、施設数561施設、総棟数1,133棟。
- ◆ 延床面積の合計は約42.3万㎡。内訳として、学校教育施設が 29.0%と最も多く、次いで行政施設10.5%、社会教育施設10.2%、 公営住宅等施設9.5%など。

大分類	施設数 (施設)	棟数 ^(棟)
行政施設	153	211
集会施設	50	55
社会教育施設	28	69
スポーツ施設	31	41
保健福祉施設	28	40
病院施設	7	11
産業振興施設	19	45
観光・保養施設	35	142
公営住宅等施設	38	119
学校教育施設	38	197
公園施設	38	50
公衆衛生施設	39	58
その他の施設	57	95
計	561	1,133



◆ 東海3県下の主な市について、人口一人当たりの建築物系施設の延床面積と地方債残高の状況を比較すると、本市は延床面積(市民1人当たり9.71㎡)で飛騨市に次いで2番目、地方債残高では最も高い状況。

人口当たりの延床面積及び地方債残高の 東海3県都市比較



資料(郡上市以外)...・自治体別人口・公共施設延床面積リスト (東洋大学PPP研究センター: H24.1)

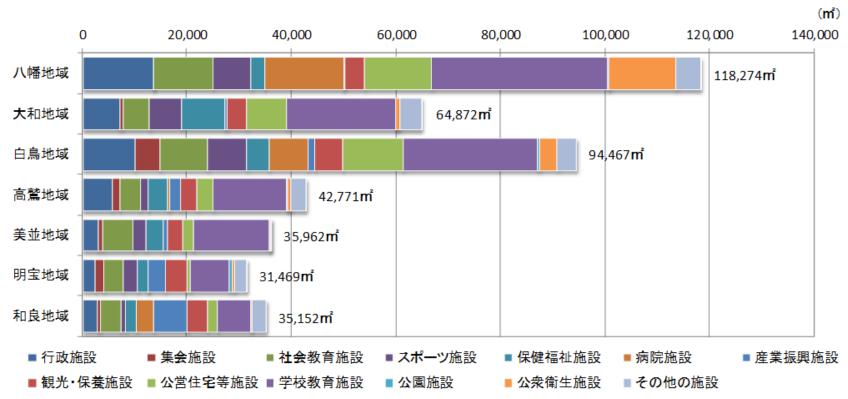
·総務省 市町村別決算状況調(H26年度)

※ 名古屋市は、政令市で地方債の特例があるため、比較対象から除外。

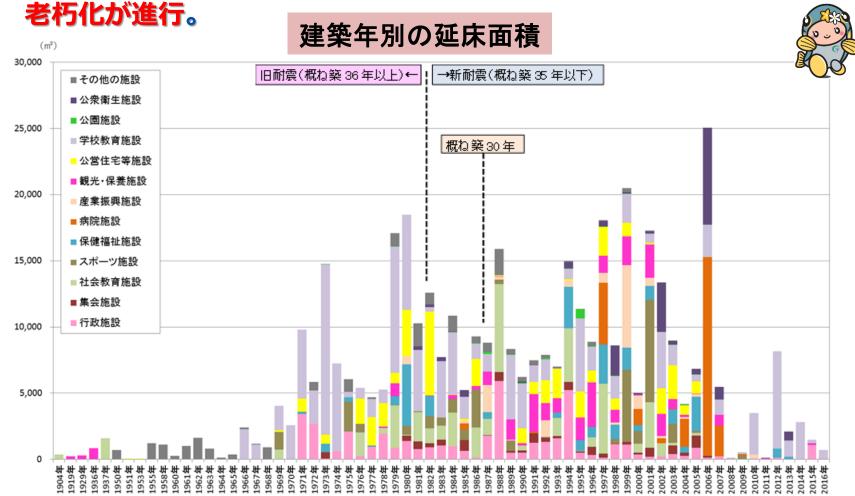
◆ 地域別の延床面積は、八幡地域が約11.8万㎡で最も多く、次いで 白鳥地域が約9.4万㎡。最も少ないのは明宝地域で、約3.1万㎡。



地域別の延床面積



◆ 一般的に建物の大規模改修を行う目安とされる築30年以上経過した 建築物の延床面積は約17.2万㎡と、全体の約41%を占めており、

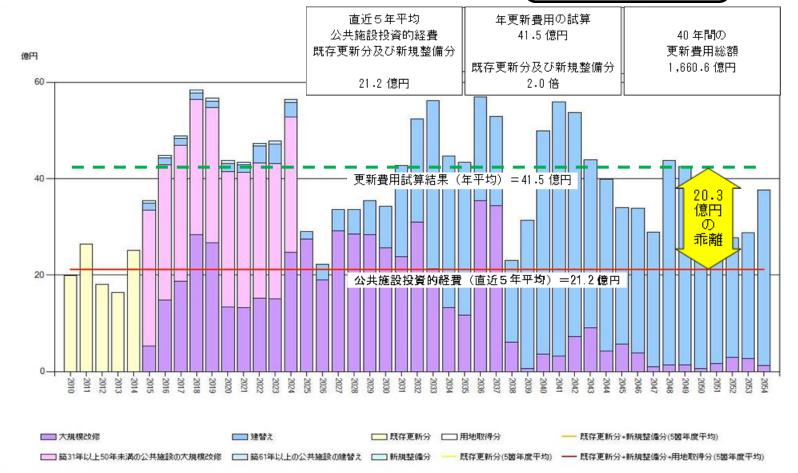


建築物系施設の更新等費用の推計

- ◆ 今後40年間に、建築物系施設の改修・更新・修繕などに
 - かかる費用は、約1,661億円と推計。 ⇒ 年間(年平均)では約41.5億円。

これまでの約2倍の費用が必要!



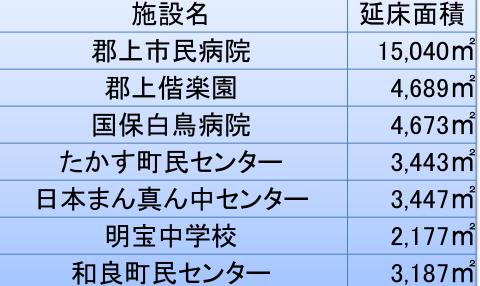


建築物系施設

地域別の延床面積が大きい施設



郡上市民病院

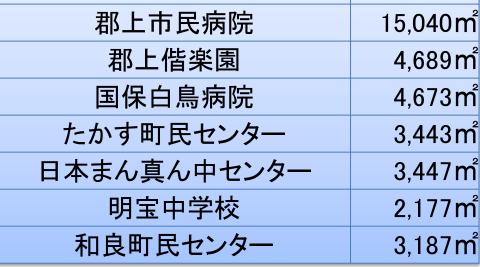




和良町民センター



郡上偕楽園





明宝中学校



国保白鳥病院



たかす町民センター



日本まん真ん中センター

建築物系施設

地域別の古い施設



五町社会体育施設





市営下沢団地



大和中学校

他設名	梁牛釵
五町社会体育施設	48年
大和中学校(特別教室棟)	47年
白鳥第2体育館	48年
高鷲小学校	51年
三城小学校	46年
明宝小学校	43年
市営下沢団地	48年



明宝小学校



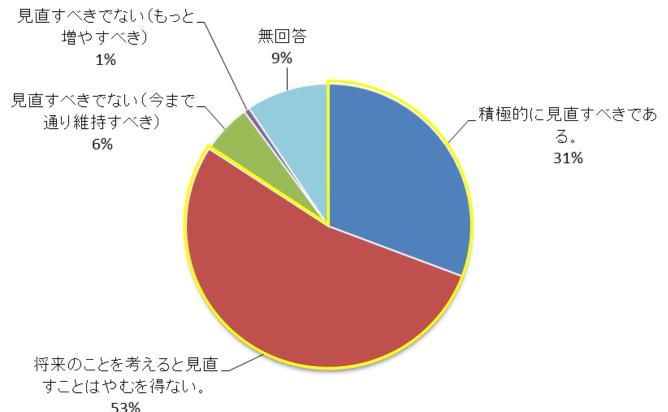
白鳥第2体育館





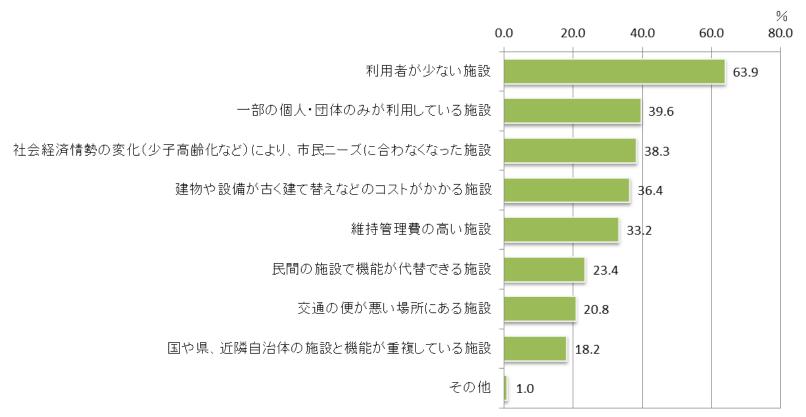
三城小学校

- ◆ 人口や税収等の減少に伴い、今後、全ての公共施設をこれまでのよ うに維持していくことが困難と予想される中で、取り組みの方向性 をうかがったところ、"見直すことはやむを得ない"が53%と過半。
- ▶ "積極的に見直すべき"の31%を加えると、8割以上が見直しの意向。



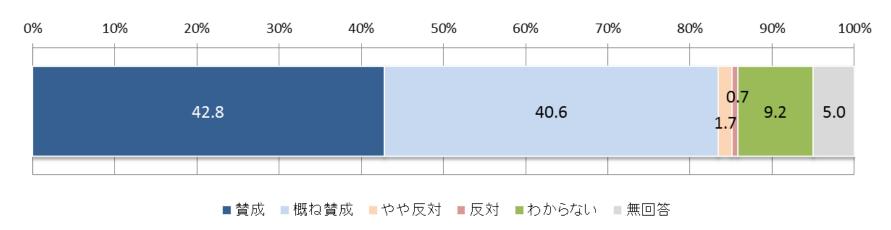
優先的に見直すべき施設

- ◆ 将来的に公共施設の量を減らすことになった場合、優先的に見直していくべき施設について、"利用者が少ない施設"が突出。
- ◆ 次いで"一部の個人・団体のみが利用する施設"、"社会経済情勢の 変化により市民ニーズに合わなくなった施設"など。





- ◆ 施設を見直す場合、施設にかかる維持費用を削減するための方法の 一つとして、「複合化」や「多機能化」があります。
- ◆ この方法の活用について、"賛成"と"概ね賛成"を合わせて8割以上 (83.4%) が肯定的な意向。



複合化・多機能化 とは…

今ある施設の余剰スペースを活用し、今までは一つのサービスしか行っていなかった施設で複数のサービスを提供できるようにするという手法。(複合施設の例:和良町民センター など)



公共施設等の管理に関する基本的な考え方

設置目的と必要性の明確化

施設が果たす役割を整理し、市として設置する必要性を明確にします。

- →例えば、産業振興施設などに多くみられる「一部の個人又は 団体のみが利用する施設」などは、市として今後も設置し続けなければならないか等、その施設分野ごとで明確にする。
- 2 施設総量の適正化

目標数値を定めて公共施設等の削減を図ります。

→人口減少や財政状況等を踏まえると、このまますべての施設を建て替えることは困難。よって施設総量を抑制するため「2046年度までに約34%の延床面積を削減する」という目標値を設定。

3

機能を重視した施設配置の適正化

必要なサービスを維持できる公共施設等の配置を実現します。

- →公共施設等は市民サービス提供のための「手段」の一つ。施設ありきではなく、 施設が提供する「機能」を重視し、施設を削減しても現在提供している公共 サービスが維持・向上されるよう努める。
- →市として必要な施設が老朽化した場合、単純に建て替えを選択するのではなく、既存の施設等への複合化や多機能化、或いは集約化を進める。
- →複合化等を行う場合、地域別(旧町村単位)はもとより、市全体、南北エリア、 或いは地域間といった空間的な配置を考慮する。



施設の適正管理と長寿命化

利用者の安全確保と維持管理費用の平準化を図ります。

→継続的に利用する施設は、老朽化後に修繕を実施するという対症療法的な修繕ではなく、計画的な保全(予防保全)により長寿命化を図る。

5

施設の有効活用と受益者負担の適正化

公共施設等が持続的に活用される環境や仕組みを整えます。

- →施設は有効に活用されなければ価値やその後の必要性が低下し、持続していくことが困難になる。このため利用しやすい仕組みや環境をソフト面、 ハード面ともに整えていく。
- →施設の有効活用策については、施設の利用者である市民や民間事業者 との協働が重要であることからPPPの活用を検討していく。
- →施設を継続する上で必要な費用負担についても、適正化を進めていく。

PPPとは…

パブリック(P)・プライベート(P)・パートナーシップ(P)の略。公共サービスに 民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化やサービス向上を目指すもの。 指定管理者制度や公設民営型施設などが含まれる。

今後の展開について

公共施設等総合管理計画を踏まえ・・・ 来年度末までに、個々の施設について の方向性を定める

公共施設適正配置計画

を策定する。

今後の展開について

公共施設適正配置計画

策定過程における重要なポイント

- ①人口減少や厳しい財政状況を「みんな」が「他人事」 ではなく「自分事」と捉えること。
- ②公共施設の果たす役割が、市全体はもとより、各地域や暮らしている集落にとって活性化につながるよう知恵を絞ること。

今後の展開について

そのためには...

郡上市の「今」だけでなく、「将来」を見据えて、適正配置計画を検討していく必要があります。